

【A～Z】

◆ ICLEI（国際環境自治体協議会 International Council for Local Environmental Initiative）

国際的な環境情報や国内の取組や加盟自治体などを紹介している地球環境保全をめざす地方自治体などの国際的ネットワークです。日本事務所は、情報提供などを行っています。自治体による環境分野の国際貢献や国際交流の取組の事例が持続可能な地域づくりの参考となります。

（出典：ICLEI 日本事務所ホームページ：<http://www.ceres.dti.ne.jp/~iclei-j/>）

◆ ISO14001(環境マネジメントシステムに関わる国際規格)

ISO14000 シリーズは、組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に食い止めることを目的に定められた環境に関する国際的な標準規格です。環境マネジメントシステムに関する ISO14001/14004 を始め、環境監査に関する ISO14010/14011/14012 などから構成されています。

1996 年に発行した ISO14001 では、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステム、つまり環境マネジメントシステムを構築するための要求事項が規定されています。

自治体や企業等の環境マネジメントシステムが ISO14001 の要求事項に適合していることを審査登録機関が審査し、適合していればその供給者及び事業者を登録し、公表する制度をマネジメントシステム審査登録制度と呼んでいます。

自治体が ISO14001 の認証を受けることで、①環境配慮行動への取り組みの促進、②住民や職員などの関係者へ PR 効果、③企業などへの普及啓発効果を狙うことなどが期待できます。

（出典：（財）日本適合性認定協会ホームページ：

http://www.jab.or.jp/mas/mas_i14_01.html

環境 ISO 自治体ネットワーク（NEILA）：

<http://www.ecology.or.jp/isoworld/iso14000/govern4.htm>）

◆ NPO（民間非営利組織 nonprofit organization）、NGO（非政府組織 nongovernmental organization）

NPO、NGO は、緑化運動、リサイクル活動、ナショナルトラスト運動、啓発活動、調査研究など、環境保全や地域づくりの上で大きな役割を果たしてきました。

「特定非営利活動促進法(NPO 法)」(平成 10 年 3 月 25 日法律第 7 号)の施行以来、法人格を取得する団体が増加しています。NPO、NGO の情報発信能力や政策立案能力が高まり、活動形態でも「実践」だけでなく「普及啓発」「調査研究」「政策提言」などの比重が高まってきました。地域の環境にかかわる計画の立案、条例の策定等にも、関与する事例も増えてきました。

NPO、NGO には、環境保全活動を行うことのほかに、地域の住民、行政、企業の啓発や情報提供、提言、仲介などの役割が期待されています。

（環境省編「環境基本計画」http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/index.html、

「平成 13 年度版環境白書」<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/index.html> など参照)

◆PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方自治体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、国や地方自治体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指します

(内閣府民間資金等活用事業推進室(PFI 推進室)ホームページ:
<http://www8.cao.go.jp/pfi/aboutpfi.html> 参照)

【あ行】

◆アジェンダ 21 (Agenda 21)

1992 年(平成 4 年)6 月にブラジルで開催された「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)において、21 世紀に向けて持続可能な開発を実現するための具体的な行動計画であるアジェンダ 21 が採択されました。

アジェンダ 21 では、地方自治体が地球環境問題の解決に密接に関わっているため、「1996 年までに、各国の地方自治体の大半は『ローカルアジェンダ 21』について合意形成すべきである。」と述べています。これを受けて、持続可能な開発に向けた地方自治体の行動計画「ローカルアジェンダ 21」を取りまとめた地方自治体例もあります。

(→ P3-11 コラム「京(みやこ)のアジェンダ 21」参照)

◆アドボケイト(権利の擁護者、専門的助言者 advocate)

アドボケイトは「擁護者」「代弁者」を意味し、特に、社会的弱者の権利を守る者を指します。都市計画や地域づくりの分野では、住民などの立場にたって専門的な助言、計画のチェック、代替案の作成などを行う都市計画などの専門家をアドボケイトと呼びます。

地域づくりへの住民参加を進めるためには専門的な助言は重要ですが、財政的な問題などにより、アドボケイトによる十分な支援を受けられない場合が多く、制度の整備が必要です。

(→ 用語集「環境カウンセラー」参照)

◆インターネット自然研究所

インターネット自然研究所はホームページを通じて、全国各地の様々な自然環境をもっと身近に感じてもらえるように、そして、わが国の自然環境の現状や自然環境を保全するための施策について十分に知ってもらえるように、環境省が運営しているホームページです。

(出典：インターネット自然研究所ホームページ：<http://www.sizenken.biodic.go.jp/>)

◆エコオフィスプラン

地方自治体自身が事業者・消費者として、環境保全に向けた取組を率先して実行するための行動計画(率先実行計画)を、エコオフィスプランと呼ぶ自治体もあります。

(→ 用語集「率先行動」参照)

◆エコタウン事業

「ゼロエミッション構想」(ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指す構想)を地域の環境調和型経済社会形成のための基本構想として位置づけ、あわせて、地域振興の基軸として推進することにより、先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的とした経済産業省及び環境省が推進している事業です。

具体的には、地方自治体が作成した推進計画(エコタウンプラン)が国の承認を受けると、先進的なリサイクル関係施設整備への助成、環境産業見本市・技術展、環境産業のためのマーケティング事業への助成、リサイクル情報等の提供等の情報提供事業への助成など、それぞれの地域の特性に応じて、総合的・多面的な支援を行います。

◆エコツアー、エコツーリズム

その地域の自然環境を損なうことがなく、地域の自然や文化を学び、ふれあう形態の旅行のことです。自然環境への悪影響の防止やガイドによる質の高い自然観察を確保するなどのために、少人数で行うことが多いです。

(「環境基本計画」http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/index.html 参考)

【か行】

◆環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や、反対に環境により影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算の様に一定期間の集計を行ったりするものです。

消費者一人一人が自らの日常生活と環境とがどのように係わっているのかを知り、自分の生活にともなって生じる環境への負荷を減らし、環境にやさしいライフスタイルを実行していくための道具です。

(出典：環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp/earth/kakeibo/kakei.html>)

◆環境基本計画

国の環境基本計画は、社会の構成員であるすべての主体が共通の認識の下に、それぞれ協力して環境の保全に取り組んでいくため、21世紀半ばを展望して、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)の理念を受けた環境政策の基本的考え方と長期的な目標を示すとともに、21世紀初頭までの施策の方向を明らかにするものです。

(出典：環境省ホームページ：

http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/kakugi121222.html)

また、多くの地方自治体は、それぞれの地域の環境基本計画を策定しています。環境省のホームページの中にある「知恵の輪(<http://www.e-plan.eic.or.jp/>)」で、自治体の策定状況を見ることができます。

◆環境基本条例

環境保全に関する総合的な取組を進めるため、環境基本法の理念に沿い、地方自治体の環境保全施策に関するもっとも基本的な事項を定めた条例のことです。特に、1993年の環境基本法の制定をきっかけとして、多くの地方自治体において制定されました。

内容はそれぞれの条例によってさまざまですが、環境行政の基本理念、方針、施策、環境基本計画の策定、住民参加などが規定されることが多いようです。

環境省のホームページの中にある「知恵の輪 (<http://www.e-plan.eic.or.jp/>)」で、環境基本条例の制定状況を見られます。

(「平成13年度版環境白書」<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/index.html> など参照)

◆環境カウンセラー

「環境カウンセラー実施規程」(平成8年環境庁告示第54号)に基づき創設された制度です。

環境カウンセラーは、環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者など様々な立場の主体の環境保全活動に対する助言など(＝環境カウンセリング)を行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された方々です。市民や市民団体を対象とした環境カウンセリングを行う「市民部門」と事業者を対象とした環境カウンセリングを行う「事業者部門」に分けて登録されています。

環境カウンセラーのホームページ(<http://www.eic.or.jp/counselor/>)にはカウンセラーの氏名、生年月日、連絡先、専門分野、活動実績が掲載されています。次のページの検索を活用して、ニーズにあったカウンセラーを探し、記載されている連絡先に御連絡ください。

(→用語集「アドボケイト」参照)

◆環境自治体会議

環境自治体会議は、規模も地域性も異なるさまざまな自治体に参加しているネットワークです。環境に熱心な自治体に参加し、「自治体環境政策の推進」、「環境に関する情報ネットワークづくり」、「環境事業の推進」、「社会的アピールの場の創出」をめざしています。(出典：環境自治体会議ホームページ：<http://www.colgei.org/>)

◆気候変動枠組条約

地球温暖化防止のため大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とした条約です。先進国の取組内容として、[1]温暖化防止のための政策措置を講ずること、[2]排出量などに関する情報を締約国会議に報告すること、[3]途上国への資金供与、技術移転を行うこと。などを定めています。気候変動枠組条約の締約国会議(COP)において検討が進められています。京都で開催された会議がCOP3であり、2001年12月にモロッコでCOP7が開催されました。

(出典：環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp/earth/cop6/3-1.html>)

◆共生

国の環境基本計画では「大気、水、土壌及び多様な生物などと人間の営みとの相互作用により形成される環境の特性に応じて、かけがえのない貴重な自然の保全、二次的自然環境の維持管理、自然的環境の回復及び野生生物の保護管理など、保護あるいは整備などの形で環境に適切に働きかけ、社会経済活動を自然環境に調和したものとしながら、その賢明な利用を図るとともに、様々な自然とのふれあいの場や機会の確保を図るなど自然と人との間に豊かな交流を保ちます。これらによって、健全な生態系を維持、回復し、自然と人間との共生を確保します。」としています。

(出典：「環境基本計画」http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/index.html)

◆クラインガルテン(Kleingarten)

ドイツ語で小さな庭を意味し、市民農園の意味で使われています。

ドイツでは、「クラインガルテン法」に基づき、すべての都市にクラインガルテンの設置が義務づけられています。また、「クラインガルテン」では、クラインガルテンの条件として、土地の借用資格、休憩小屋の面積制限、農薬の使用禁止、営業目的でつくらないことなどが決められています。日本各地でも、ドイツのクラインガルテンをモデルとした市民農園が作られています。

◆グラウンドワーク

住民、企業、行政が一体となって行う地域づくり、環境改善のための活動を意味します。グラウンドワーク活動は、通常、地域の住民、企業、行政、3者が協力して「トラスト」を作り、行政からの補助、企業等からの寄付、非営利事業による収入などによって運営されています。

1980年代のイギリスの農村地域からはじまりました。日本では、平成7年9月に(財)日本グラウンドワーク協会の設立などがきっかけとなり、全国各地でグラウンドワークの手法による取組が展開されています。

((財)日本グラウンドワーク協会ホームページ：<http://www.groundwork.or.jp/>)

(→ P3-20 コラム「持続可能な地域づくりと住民参加、パートナーシップ」参照)

◆グリーン購入法(「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月31日法律第100号))

国等の機関にグリーン購入の取組を義務づけるとともに、地方自治体、事業者、国民にもグリーン購入に努めるべきことを定め、また、事業者、民間団体、国が環境物品に関する適切な情報提供を進めることを定めています。

(出典：環境省ホームページ：

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-low/index.html>)

◆グリーン購入ネットワーク

グリーン購入（環境への負荷ができるだけ少ない商品やサービスを率先して購入すること）に取り組む企業、行政機関、民間団体等によるネットワークづくりと、グリーン購入に関する啓発や必要な情報の収集及び発信により、環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与するための団体です。

（出典：グリーン購入ネットワークホームページ：<http://eco.goo.ne.jp/gpn/>）

◆子供パークレンジャー

全国各地の国立公園などで、「レンジャー」（自然保護官）や「パークボランティア」の指導や協力のもと、小中学生のみなさんに、国立公園などのパトロールや、動物や植物の簡単な調査を体験してもらい、自然とふれあい、環境の大切さや社会への貢献を学んでもらおうというものです。同様の制度に成人を対象としたパークボランティア制度があります。

（出典：環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp/kids/ranger.html>）

◆コンポスト

生ごみなど有機性の廃棄物から作る堆肥、または、堆肥化する設備のことです。

【さ行】

◆里山・里地

都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念です。

◆参加

国の環境基本計画では「循環」と「共生」を実現するため、各主体が、人間と環境との関わりについて理解し、汚染者負担の原則などを踏まえつつ、環境へ与える負荷、環境から得る恵み及び環境保全に寄与しうる能力などに照らしてそれぞれの立場に応じた公平な役割分担を図りながら、社会の高度情報化に伴い形成されつつある各主体間の情報ネットワークも積極的に活用して相互に協力、連携し、長期的視野に立って総合的かつ計画的に環境保全のための取組を進めます。特に、浪費的な使い捨ての生活様式を見直すなど日常生活や事業活動における価値観と行動様式を変革し、あらゆる主体の社会経済活動に環境への配慮を組み込んでいきます。これらによって、あらゆる主体が環境への負荷の低減や環境の特性に応じた賢明な利用などに自主的積極的に取り組み、環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を実現します。」としています。

（出典：「環境基本計画」http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/index.html）

◆市民農園

都市住民などの間で、庭いじりとは別に、農業に近い形で野菜や花を栽培し自然に触れ合いたいというニーズが高まり、これを反映して市民農園の開設が増えています。

市民農園の開設を支援するために、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（特定農地貸付法）」（平成元年6月28日法律第58号）、「市民農園整備促進法」（平成2年6月22日法律第44号）が制定され、「特定市民農園」制度が作られました。

（法律、制度などの詳細は、農林水産省関東農政局「市民農園」ホームページを参照

のこと：<http://www.kanto.maff.go.jp/nougyou/shimin/shimin.html>）

（→ 用語集「クラインガルテン」参照）

◆住民参加

（→ P3-20 コラム「持続可能な地域づくりと住民参加、パートナーシップ」参照）

◆循環

国の環境基本計画では「大気環境、水環境、土壌環境などへの負荷が自然の物質循環を損なうことによって環境が悪化することを防止します。このため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの利用の面でより一層の効率化を図り、再生可能な資源の利用の推進、廃棄物等の発生抑制や循環資源の循環的な利用及び適正処分を図るなど、物質循環をできる限り確保することによって、環境への負荷をできる限り少なくし、循環を基調とする社会経済システムを実現します。」としています。

（出典：「環境基本計画」<http://www.env.go.jp/index.html>）

◆新エネルギー

経済面の制約により一般的な利用がなされていなかった再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマスなど）、リサイクル型エネルギー（ごみ発電）などのことです。国では、各種補助金の交付などの支援を実施しています。

◆生物多様性

国の新しい「生物多様性国家戦略」では「ひとつの種であっても、生息・生育する地域によって、また個体間で形態や遺伝的形質に違いがあります。そして大型の哺乳類から微生物まで様々な環境に適応して多様な生物種が生息・生育しており、多様な種と大気・水・土壌等とが相互に関係しながら一体となって、森林、湖沼、干潟など様々な生態系を形成します。こうした遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルの生物の多様な有様を総称して生物多様性と呼んでいます。」としています。

（出典：生物多様性センターホームページ：

http://www.biodic.go.jp/biolaw/sei/sen_hon.html）

◆世界自然遺産

世界遺産条約は顕著な普遍的価値を有する文化遺産および自然遺産を、国際的な協力・援助のもとに保護していくことを目的に、1972年（昭和47年）のユネスコ総会で採択されました。日本は1992年（平成4年）9月、世界遺産条約に批准し、翌年の1993年12月屋久島と白神山地が日本で初めて世界自然遺産として登録されました。

（出典：インターネット自然研究所：<http://www.sizenken.biodic.go.jp/isan/>）

◆ゼロエミッション(The Zero Emissions)

ゼロエミッションは、「排出ゼロ」を意味する英語です。この概念は、国際連合大学が提唱したもので、地球環境を守りつつ同時に持続可能な経済的發展を達成するには、資源利用の最適化と環境への排出を最小化する事を目指しています。

(国連大学ゼロエミッションフォーラムホームページ：
<http://www.unu.edu/zef/japanese/index.htm> 参照)

◆率先行動

地方自治体自身が消費者、事業者として、環境保全行動を住民、企業等に先駆けて行う取組のことです。地方自治体が実施することにより、住民、企業等への波及効果を狙うものです。

(→ 用語集「エコオフィスプラン」参照)

◆率先行動計画

地方自治体自身が環境に優しい行動を自ら策定する計画のことです。

(→ 用語集「率先行動」参照)

【た行】

◆地球環境基金

民間団体（NGO）の環境保全活動への資金の助成や、その他の支援を行い、環境保全活動に向けた国民的運動の発展を図ることを目的として平成5年5月に環境事業団に創設された基金のことです。

「地球環境基金」は、国及び民間の拠出をもって構成され、国が出資等を行う他、国民、企業等からも広く資金拠出（寄付）をお願いしています。基金の運用益は、環境保全活動に取り組むNGOの活動への助成や人材育成等を行う財源になります。また有識者による委員会の指導を得て運営され、その成果は広く国民の皆様に公表されます。

(出典：地球環境基金ホームページ：<http://www.eic.or.jp/jfge/>)

◆低公害車

低公害車開発普及アクションプランにおいては、政府として普及に取り組むべき環境に優しい自動車として、環境負荷の小さい自動車（天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリット自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車）を実用段階にある低公害車としています。また、燃料電池自動車については、次世代低公害車として、早期実用化を目指すこととしています。

◆デポジット

商品の販売時に容器などの代金を上乗せして販売し、容器を返却したときに上乗せ分を返却するしくみのことです。

【な行】

【は行】

◆パークアンドライドシステム

バスや地下鉄など公共交通機関の郊外の駅付近に駐車場（パーク）を用意し、公共交通機関に乗って（ライド）通勤・通学するシステムのことです。

◆パートナーシップ

（→ P3-20 コラム「持続可能な地域づくりと住民参加、パートナーシップ」参照）

◆パブリックインボルブメント(Public Involvement: PI)

計画策定や意思決定等の段階で、計画に関する情報を公開し、住民等の意見等を聞き、計画に反映させ、住民参加の機会を確保する活動を指します。特に、米故国の交通計画における合意形成のための方法として幅広く用いられています。日本でも公共事業の計画策定にパブリックインボルブメントの導入が進められています。

◆ポリシーミックス

環境問題に対応するための代表的な政策手法には、直接規制的手法、枠組規制的手法、経済的手法、自主的取組手法、情報的手法、手続的手法等があります。

生命や健康の維持のような最低限の水準を確保する必要がある事項については、排出基準に代表される直接規制手法が適していますが、対応する環境問題の性質によって上記の政策手法を組み合わせ、それぞれの手法の短所を補い、効果を最大限に高めることが必要です。

（「環境基本計画」http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/index.html、
「平成 13 年版環境白書」<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/index.html> など参照）

【ま行】

【や行】

【ら～わ行】

◆ワークショップ (Workshop)

ワークショップは、もともと仕事場や作業場を意味する言葉です。そこから、出席者が活動に自主的に参加し、共同で何かを創り出す作業そのものを意味するようになってきました。ワークショップには、単に知識・情報を発表し合うというのではなく、参加者自身が自らの知識や体験をもって積極的に係わるイメージがあります。

地域づくりにおけるワークショップでは、参加者が共同して、地域資源の調査、課題の整理、提案の検討などを行います。

持続可能な地域づくりのためのガイドブック
平成 14 年 8 月

発行 環境省総合環境政策局
〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

事務局 株式会社 三菱総合研究所
〒100-8141 東京都千代田区大手町2-3-6

このガイドブックの表紙は、エコマーク認定の古紙利用率70%の印刷用紙を使用しています（古紙は、新聞等の市中回収古紙を100%原料として使用）。

また、本文は、エコマーク認定の古紙利用率100%の印刷用紙を使用しています（古紙は、新聞等の市中回収古紙を100%原料として使用）。